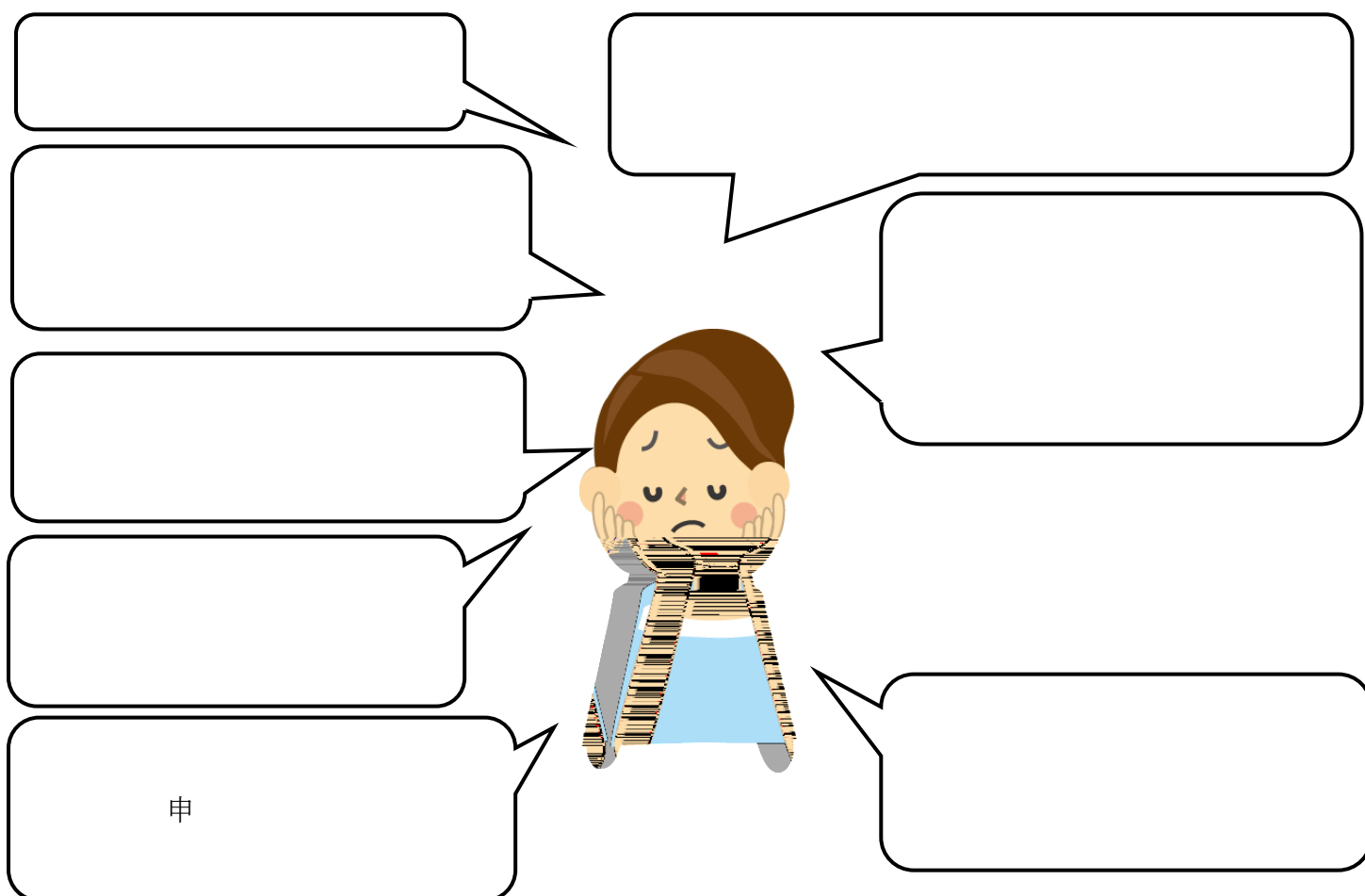


育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正により、各職場では妊娠・出産・育児休業などを理由としたいやがらせ(いわゆる「マタニティ・ハラスメント」)を防止するための措置を講じることが2017年1月1日から使用者に義務づけられました。

妊娠・出産・育児休業などを理由に精神的・肉体的な嫌がらせ、解雇や雇い止め、また自主退職の強要などの不当な扱いは、マタニティ・ハラスメントとして、法律で禁止されています。

例えば



遠慮なく、相談室に電話またはメールでご連絡ください。

<http://www.hiroshima-u.ac.jp/harass/>

082-424-5689

harassos@hiroshima-u.ac.jp